

寄附金控除の対象となるNPO法人を条例で指定する 条例個別指定制度素案に対する ご意見の概要と市の考え方

このたびは、ご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。
いただきましたご意見の概要とそれに対する市の考え方をご報告いたします。

平成 25 年（2013 年）11 月 札幌市 市民まちづくり局 市民自治推進室
市民活動促進担当課 NPO法人審査担当係
電話：011-211-2964 FAX：011-218-5156

1 意見募集実施の概要

(1) 募集期間

平成 25 年 10 月 7 日（月）から 11 月 5 日（火）まで

(2) 資料配付場所等

札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課
市政刊行物コーナー（市役所本庁舎 2 階）
各区役所 市民部総務企画課広聴係
札幌市市民活動サポートセンター
札幌市役所ホームページ

2 意見の件数等

(1) 意見提出者数

4 名

(2) 意見件数

10 件（制度全般について 2 件、指定基準について 5 件、制度運用について 3 件）

3 意見の概要と市の考え方

要約	札幌市の考え方	意見分類
NPOの公益性は寄附する側が判断するので、条例には運営要件と公益要件の活動基準を規定することで十分である。	控除対象特定非営利活動法人には、税の優遇措置があるため、一般のNPO法人より高い公益性が求められることから、公益要件を設定しています。このうち、数値基準は公益性を計る客観的指標として、NPO法人の具体的な活動内容に注目する活動基準と組み合わせ、評価の公平性を担保することとしています。	指定基準 (公益要件)
催事については、参加者数が重要と考えられるので、「催事を年1回以上開催し、参加者が年延べ100人以上であること」を提案する。	一般市民を対象とした事業については、セミナーやイベントなど公開性の高い事業を年間を通じ、継続的に実施し、市民に対し学習や交流等の機会を提供していることも重要と考えることから、要件としています。	指定基準 (公益要件)

<p>NPOの公益性は事業費の高低ではないので、「事業費が150万円以上」という基準の削除を提案する。</p>	<p>事業規模については、NPO法人が特定非営利活動を広く実施しているかどうか公益性を判断する客観的な基準として適当であると考えていることから、設定することとしています。</p>	<p>指定基準 (公益要件)</p>
<p>NPOの公益性の一つに公益部門との協働があるので、数値基準に「行政や大学、民間企業との協働実績が年1回以上あること」を追加することを提案する。</p>	<p>ご指摘のとおり、行政や大学、民間企業との協働については、公益性を判断する基準として適当であると考えため、公益要件の活動基準において要件の一つとして設定しています。</p>	<p>指定基準 (公益要件)</p>
<p>指定に要する期間が6か月は長すぎるので、4か月でとれればと考える。</p>	<p>指定の審査では、公正性や公平性が求められ、また、認定制度のPST要件が満たされることもあり、慎重を期す必要があるほか、指定に当たっては条例の制定又は改正手続を要することから、認定制度の標準処理期間に準じ、事前相談を含め6か月程度としています。実際の制度運用にあたっては、迅速な事務処理を心がけたいと考えております。</p>	<p>制度運用</p>
<p>自分の団体にあてはめても努力すれば達成できそうな項目である。早期の実現をお願いしたい。</p>	<p>NPO法人の活動基盤の強化等を図る制度として、適正に運用してまいりたいと考えております。</p>	<p>制度全般</p>
<p>この制度によって、NPO法人の活動が継続して行われ、活性化する仕組みの一つとして期待する。</p>		
<p>数値基準は、複数からの選択であり、NPO法人にとってクリアしやすい。今後、申請状況を把握し、適宜基準を見直すことも必要。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後、制度運用していく中で参考とさせていただきます。</p>	<p>指定基準 (公益要件)</p>
<p>申請にあたり提出された個人情報情報は慎重に取扱うようお願いしたい。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、制度運用に際し、慎重に取り扱いいたします。</p>	<p>制度運用</p>
<p>指定された法人が、責任を問われない事情で指定を辞退した場合に、NPO法人及びその活動に不利益とならないよう配慮してほしい。</p>	<p>指定辞退により指定取消しを受けた法人が、その後すぐ申出を行い指定が受けられることになると、指定取消しの意義が失われ、制度の信頼性を失うおそれがあることから、控除対象特定非営利活動法人の欠格事由としています。それ以外でNPO法人としての活動を制限するものではありません。</p>	<p>制度運用 (欠格事由・指定の取消し)</p>